

In depth

A look at current financial reporting issues

No. INT2018-14
December 2018

LIBOR およびその他の銀行間取引金利の置き換えによる財務報告上の影響

目次

背景.....	1-2
2018 年度の財務報告.....	2
2019 年度以降の財務報告.....	2-5
付録.....	6

要点

金融危機以降、ロンドン銀行間取引金利(LIBOR)やその他の銀行間取引金利(「IBOR」)などのベンチマーク金利の置き換えが、世界の規制当局の優先事項となりました。多くの不確実性が残されているものの代替のベンチマーク金利に置き換える道筋は明らかになりつつあります。本 In depth では、金融機関や企業の間で IBOR ベースの契約が多く存在することを踏まえ、このような変更が国際財務報告基準(IFRS)に基づく財務報告に及ぼす潜在的な影響に焦点を当てています。本 In depth は、現時点の考え方に基づいていますが、国際会計基準審議会(IASB)もこの論点をアジェンダに加えています。長期的な検討事項は、IBOR の置き換えが実施された場合にその変更をどのように会計処理するかについてですが、現時点で焦点が当てられている主な領域は、ヘッジ会計と開示です。付録では、IBOR の置き換えによって直接的または間接的に影響を受ける可能性のある財務諸表の表示科目を取り上げています。さらに、IBOR の置き換えは広い範囲に影響を与えるため、契約変更や公正価値測定を含む広範にわたる商業上の影響を検討する必要があります。

背景

ベンチマーク金利は、グローバルな金融市場において最も中核となる構成要素です。個人向けローン、法人向けローン、社債、デリバティブにおける市場やその他の多くの金融市場ではすべて、これらのベンチマーク金利に基づいて金利やその他のリスクのプライシングおよびヘッジを行っています。LIBOR は最も一般的に用いられているベンチマーク金利のひとつであり、世界の通貨で数兆米ドルと測定される契約が LIBOR を参照しています。金融危機以後、LIBOR(米ドル LIBOR、日本円 LIBOR、スイスフラン LIBOR、英ポンド LIBOR など)、その他の IBOR(Euribor など)、およびその他のベンチマーク金利の算出方法の改革を求める声が高まりました。その結果、英国金融行為規制機構(「FCA」)は、2021 年末以降、LIBOR の建値を提出するプロセスへの参加をパネル銀行に強制せず、これらのベンチマーク金利の監督を中止するという決定を行いました。

ベンチマーク金利を置き換える時期と正確な内容については、依然として大きな不確実性が残されています。しかし、現在のところ、英ポンド LIBOR が SONIA(英ポンド翌日物平均金利)に置き換わり、米ドル LIBOR が SOFR(担保付翌日物調達金利)に置き換わると予想されています。しかし、他のレート(Euribor など)についてはまだそれほど明らかになっていません。

IBOR の置き換えは誰にどのような影響を及ぼすか

多くの契約が IBOR を参照していることを考慮すると、すべての業種の企業が影響を受けることになります。その影響は、IBOR ベースで資金調達を行っている企業や IBOR を参照したデリバティブで負債(固定また

は変動金利)をヘッジしている企業から、銀行や保険会社などの金融機関に至るまで、広い範囲に及びます。企業がIBORを参照した契約を有していないとしても、減損判定における資産の「使用価値」を算出する場合など、財務報告で使用する割引率を算定する際にIBORを用いる可能性があり、したがって、企業はこのような変更により依然として影響を受ける可能性があります。主要なグローバルな銀行は、IBORに連動する金融商品について大量の直接的なエクスポージャーを有していることを考慮すると、IBORの置き換えによって最も影響を受ける可能性があります。

IBORの置き換えによる影響は、リスク管理、法務、IT、財務報告など広範囲に及ぶ可能性があります。本In depthでは、現時点での考え方に基づいて、IFRSに基づく財務報告への潜在的な影響に焦点を当てています。しかし、IBORの置き換えにはまだ不透明な点が多く存在しているため、今後、考え方が変わることは避けられないでしょう。IBORの置き換えにおける最新動向、IBORの置き換えについてのその他の側面に関する詳細な解説については、LIBOR参照レートおよび改革に関する知見を掲載しているPwCのページ(英語のみ)をご参照ください。

2018年度財務報告の主要な検討事項

キャッシュ・フロー・ヘッジおよび「可能性が非常に高い (highly probable)」テスト

国際会計基準(IAS)第39号とIFRS第9号の両方に基づくキャッシュ・フロー・ヘッジ会計は、将来のヘッジ対象のキャッシュ・フローについて発生する「可能性が非常に高い」ことを要求しています。このようなキャッシュ・フローがIBORに依存している(例えば、金利スワップでヘッジされた発行済み負債の将来の利払いがLIBORベースである)場合、2018年末時点における発行済み負債のキャッシュ・フローは、関連するIBORの公表中止予定日を超えても、発生する「可能性が非常に高い」とみなすことができるかという問題が生じます。

PwCの見解としては、キャッシュ・フローは、多くの理由から、2018年末も発生する「可能性が非常に高い」とみなすことができると考えています。第1に、LIBORの終了時点でヘッジ対象を終了させるという条項が存在しない限り、LIBORの置き換え後も契約上、変動金利キャッシュ・フローが存在します。第2に、例えば、ヘッジ対象の負債が英ポンド LIBOR+X%の利払いからSONIA+Y%の利払いに移行する置き換えが行われた場合、両当事者の価値移転を最小限にできるようYは設定され、その結果、変更前後のキャッシュ・フローはおおむね同じになると見込まれます。したがって、Yが決定されるまでは、置き換え後のキャッシュ・フローは、LIBORベースで変動することになります。第3に、現時点での置き換えレートの流動性が限定的であることを考えると、将来の置き換えレートの最良の予測は、現行のLIBORと同等になります。

純投資ヘッジは、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様の方法で会計処理されていることから、キャッシュ・フロー・ヘッジの考慮事項は、関連する場合には純投資ヘッジにも適用されます。

ヘッジ指定リスクがIBORに基づく場合のヘッジ

同様の理由から、ヘッジ指定リスクがIBORに基づく場合(キャッシュ・フロー・ヘッジまたは公正価値ヘッジのいずれか)には、2018年末時点の市場構造から、IBORはヘッジ可能なリスク要素であると判断することができます。これは、2018年末時点において、固定金利の金融商品の満期がIBORが置き換えられる日を大幅に超える場合でも、IBORの変動に直接連動してその金融商品の価格が変動し続けるという事実によっても裏付けられます。

開示

近い将来のLIBORの置き換えおよび関連する考慮事項については、2018年度の年次報告書に適切に開示すべきです。各国の財務報告に関する規則は、企業が直面するリスクや不確実性の一部としてこの情報を、年次報告書の「前半」または経営陣による説明と分析(「MD&A」)などに開示することを企業に要求しています。

長期的な財務報告上の考慮事項

2018年度末の財務報告以降、貸借対照表上の複数の表示科目は、直接的にも間接的にもIBORの置き換えによって影響を受ける可能性があります。現時点の考え方に基づく視点から重要な項目の一部を以下に解説します。IASBはIBORの置き換えをアジェンダに加えましたが、IASBが基準設定活動を提案するかどうかは未だ明確ではありません。しかし、過去に同様の問題が生じたとき、IASBは基準を修正する決定を下し、適時に行動してきました。例えば、デリバティブが集中化された清算機関を相手方として契約更改されたとき、ヘッジ関係を終了させる事態が発生する可能性を回避するために、IAS第39号とIFRS第9号を修正しました。

本In depthの付録には、IBORの置き換えによって直接的または間接的に影響を受ける可能性のある金融機関および非金融サービス企業の貸借対照表における一般的な表示科目の抜粋を記載しています。すべてを網羅したものではないものの、直接および間接的に影響を受ける主要な領域のいくつかを以下に解説しています。

変動金利ローンおよび債券などの現物商品に対する変更

ローンまたは債券のような現物商品(非デリバティブ金融商品)において、IBORの置き換えによる参照変動金利の変更を会計処理する最も適切な方法は、実効金利の計算に用いられる変動金利および報告済みの金利収益または金利費用を単に更新することであるという、ほぼ一致した見解があるようです[IFRS第9号B5.4.5]。これは通常、資産または負債の帳簿価額にほとんどまたは全く影響を及ぼしません。

しかし、IFRS第9号で導入された新しいガイダンスを考慮すると、IBORの置き換えを規定するためにローンまたは債券の契約条件が修正される場合、特に、他の契約条件の変更も同時に行われるときには、即時に条件変更による利得または損失を認識することとなる可能性があります[IFRS第9項第5.4.3項]。この場合、その時点でもはや公表されていない可能性があるIBORベースの実効金利を用いて、将来のキャッシュ・フローを割り引く必要があります。考え得るもう1つの会計上の結果は、この変更を実質的な条件変更とみなすことであり、その結果として既存の金融商品の認識の中止および会計上の新しい金融商品の認識を行います[IFRS第9項第3.2.3項]。しかし、IBORの置き換えが最小限の変化をもたらすのであれば、後者の結果が発生する可能性は低いでしょう。

ヘッジ会計の文書化

ヘッジに関する会計上の考慮事項は、ヘッジ関係が現在どのように文書化されているか、どのリスクがヘッジされているか、そしてベンチマーク金利が変更された場合のヘッジ対象、ヘッジされるリスク、ヘッジ手段のデリバティブにどのような変更(ある場合)が要求されるかによって異なります。通常、ヘッジ文書を変更する場合はヘッジ関係を中止することが求められます。新しくヘッジ関係を指定する場合でも、通常、ヘッジ関係の中止によってキャッシュ・フロー・ヘッジの非有効部分が生じます。しかし、現在も議論が続けられており、多くの人が、この種の市場規模の変化はヘッジ関係の広範な中止を引き起こすべきではないという強い意見を持っています。この領域は、IASBがIBOR改革のプロジェクトの一環として対応を検討する可能性があります。

ヘッジの有効部分と非有効部分(キャッシュ・フロー・ヘッジおよび公正価値ヘッジ)

IAS第39号に基づく将来に向かってのヘッジの有効性テストでは、通常、ヘッジ手段とヘッジ対象の公正価値またはキャッシュ・フローとの間に高い相関が見込まれるかどうかを検討します。上記の「キャッシュ・フロー・ヘッジおよび「可能性が非常に高い(highly probable)」テスト」で説明したように、IBORの下でのキャッシュ・フローとIBORを置き換えるレートの下でのキャッシュ・フローは、現時点では、IBORの置き換え前後でおおむね同等であると予想されており、これにより、非有効部分は最小限に抑えられます。しかし、ヘッジ手段の評価において、ヘッジ対象よりも早く、IBORを置き換えるレートに移行する予想が織り込まれ始める場合(すなわち、デリバティブの評価がもはや単純に現行の契約条件に基づかない場合)、またはその逆の場合には、ヘッジされたリスクが依然として存在すると見なされたとしても、ヘッジ手段とヘッジ対象との公正価値の差異は、将来に向かっての有効性評価および遡及的な有効性評価において、非有効部分を生じさせ

ることになります。

これらの要因は、IFRS 第 9 号においても、ヘッジ会計に適切なヘッジの要件を開始時および継続的に評価する際に考慮に入れる必要があります。特に、ヘッジ手段とヘッジ対象との間に経済的関係が存在するかどうか、ヘッジ比率が依然として有効かを評価する際に考慮する必要があります。

さらに、ベンチマーク金利の置き換えがヘッジ対象とヘッジ手段に対して異なる時点に行われる場合、その結果生じるミスマッチによって、IAS 第 39 号と IFRS 第 9 号の両基準に基づき損益計算書に計上しなければならないヘッジ非有効部分が生じる可能性があります。プライシング、契約変更、およびヘッジ文書の変更において、変更時期や他の差異がある場合には、複雑性と非有効部分が増す可能性があります。

公正価値で測定される金融商品

公正価値測定は、IBOR を置き換えるレートを反映させるために金融商品の契約条件が変更されると見込まれる場合、および IBOR に基づく割引率が公正価値の測定方法に対するインプットとして使用される場合の両方において影響を受ける可能性があります。IFRS 第 13 号は、公正価値測定の際には他の市場参加者が考慮するであろう要素を考慮するという基本原則に基づいて、公正価値測定に関する会計上の要求事項を規定しています。

市場参加者が IBOR を置き換えるレートをを用いた公正価値測定を開始する場合には、契約が実際にそのような動きを予期して条件変更される前であっても、公正価値の会計処理にその評価手法の変更を反映させる必要があります。同様に、IBOR を実際に置き換えるよりも前に、市場割引率の算定手法が変更される可能性もあります。したがって、IBOR ベースのレートが実際に契約において置き換えられたときにのみ、公正価値の測定方法を更新する必要があるということにはなりません。ただし、過去にも見られたように、例えば、特定の市場が (LIBOR ではなく) オーバーナイト・インデックス・スワップ・レート (OIS) を用いて、一時点ではなく一定期間にわたって担保付きデリバティブを割引く方向性となったときのように、IBOR ベースのレートの置き換えのような変化がいつ起こったかを決定するために判断が必要になるかもしれません。

これに関連して、IBOR を置き換えるレートに基づく新たな割引率のカーブを算定し、評価に関連する統制を更新するために、システムおよびプロセスを変更することが必要になる可能性があります。

IBOR に連動する変動リース料を伴うリース負債

IBOR に連動している変動リース料については、IFRS 第 16 号では、キャッシュ・フローが変化したとき(すなわち、変動金利ローンと同様、IBOR ベースのレートが更新されたとき)に、割引率とリース負債を更新することが求められます。

間接的に影響を受ける資産と負債

付録で取り上げているとおり、IBOR ベースの割引率を使用する場合、貸借対照表上のいくつかの表示科目が IBOR の置き換えにより間接的に影響を受ける可能性があります。したがって、会計基準が明示的に IBOR に言及していないかもしれませんが、企業は、特に、割引率に著しく感応する場合には、IBOR の置き換えが将来の計算にどのような影響(ある場合)を与えるかを理解しておかなければなりません。

影響を受ける可能性のある特定の領域には、IAS 第 37 号に基づく引当金、IFRS 第 4 号および IFRS 第 17 号に基づく保険資産および保険負債、IFRS 第 15 号に基づく顧客との契約から生じる契約資産、IAS 第 19 号に基づく年金負債、ならびに IAS 第 36 号に基づく非金融資産の減損を評価するための使用価値モデルが含まれます。

追加借入利率を用いた IFRS 第 16 号に基づくリース負債については、IBOR の置き換えによっても、既存のリース負債に影響を与えないと予想されます。これは、追加借入利率がリースの開始時に固定され、リース負債を実効金利で測定するために、その固定された利率をリースの全期間にわたってリース負債に適用するためです。IBOR の置き換え後に締結される新しいリース契約は、IBOR を置き換えるレートに基づくベンチマーク金利を用いて決定される追加借入利率が適用されることとなります。

企業は何をすべきか

企業は、IBOR を置き換えるための計画を策定する必要があります。条件変更が必要となる可能性のある大量の契約や、システムやプロセスに対するその他の関連する影響を考慮して、企業は、置き換えが発生するよりもかなり早い時期に堅牢な計画を策定しておく必要があります。

財務報告に関連するチームは、予定された変更について理解し、財務報告に与える影響を評価するために、より広い範囲で企業内部における対応を注視しておく必要があります。堅牢な財務報告を確実に継続するための主要なステップには、以下が含まれる可能性があります。

- 現行の社内計画を考慮して、2018 年度末の財務報告に含めるべき開示を計画する。
- 現行のヘッジ会計の関係に必要な変更および潜在的な会計上の結果を評価する。
- IBOR の置き換えを想定して契約変更を行う前に会計上の影響を検討したうえで、変更が意図した通りとなることを確認し、会計システムおよびプロセスがこの会計処理を実際に実施することを確認する。
- IBOR の置き換えだけでなく、予定されている他の契約変更についても理解する(例えば、金融商品が、信用リスクなど、契約開始時以降の他の要因の変化により価格の再設定も行われる場合)。このような変更は、上記で説明されていない追加的な会計上の考慮事項をもたらすことがある。
- IASB の活動をモニターし、必要に応じて予定される活動に織り込む。

付録: IBOR の置き換えによって直接的または間接的に影響を受ける可能性のある貸借対照表上の表示科目

直接的な影響を受ける表示科目

IBOR の置き換えに直接的に影響を受ける可能性のある表示科目は、そのキャッシュ・フローおよび/または帳簿価額が直接的に IBOR に基づくものです。

資産	現金および現金同等物
	貸付金およびその他の債権
	売買目的保有の金融資産
	公正価値測定に指定された金融資産
	ヘッジ手段としてのデリバティブ
	投資有価証券
負債	預金およびその他の債務
	売買目的保有の金融負債
	公正価値測定に指定された金融負債
	ヘッジ手段としてのデリバティブ
	リース負債 (IBOR に連動している変動リース料) (IFRS 第 16 号)
	借入金
資本	キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金

間接的な影響を受ける表示科目

IBOR の置き換えに間接的に影響を受ける可能性のある表示科目は、そのキャッシュ・フローおよび/または帳簿価額に適用される割引率について、IBOR ベースのレートをベンチマーク金利として使用するものです。

資産	有形固定資産 (IAS 第 36 号の減損の評価)
	使用権資産 (IAS 第 36 号の減損の評価)
	無形資産 (IAS 第 36 号の減損の評価)
	確定給付制度の積立超過 (IAS 第 19 号)
	顧客との契約から生じる契約資産 (IFRS 第 15 号)
	再保険資産 (IFRS 第 4 号および IFRS 第 17 号)
負債	引当金 (IAS 第 37 号に基づいて会計処理するもの)
	リース負債 (IFRS 第 16 号)
	確定拠出制度および確定給付制度の債務 (IAS 第 19 号)
	保険負債 (保険契約負債、裁量権付有配当投資契約負債など) (IFRS 第 4 号および IFRS 第 17 号)